

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	36
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	36
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	36
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	36
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	37
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	37
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定 (3件) ……………	39
道警察釧路方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	41

告 示

北海道告示第359号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成23年5月24日
北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
(1) 北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
(2) 電子調達サービス利用契約 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 氏名 株式会社HARP
- 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号

4 随意契約に係る契約金額
(1) 189,630,000円 (うち北海道契約額 41,585,000円)
(2) 89,888,400円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第360号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年5月24日
北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成23. 5.12	空知川上流土地改良区
同 23. 5.13	北海土地改良区
同	雨竜土地改良区
同	沙流土地改良区

北海道告示第361号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、富良野土地改良区が新たに行う土地改良 (扇山地区 (暗渠排水)) 事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成23年5月25日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成23年5月24日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（江部乙北西地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成23年5月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 函館市日浦町157の1・158・159・163・164・168の1・169（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、332

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町末広312の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 帯広市八千代町259の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第366号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 農道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
多度志一已線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	深川市一已町字一已2508番26地先から同市一已町字一已2509番1地先まで		前	13.33mから 117.08mまで	901.00m	—
			後	16.59mから 92.63mまで	901.00m	—
夕張新得線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	勇払郡占冠村字トママ原野1380番1地先から同郡占冠村字上トママ2440番1地先まで		前	13.68mから 22.01mまで	242.36m	—
			後	16.83mから 62.08mまで	242.36m	—

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第91号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年5月24日

北海道教育庁石狩教育局長 伊藤 文明

1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

- (1) P P C用紙A 4判（A地区） 1,770箱
- (2) P P C用紙A 4判（B地区） 1,700箱
- (3) P P C用紙A 4判（C地区） 1,780箱
- (4) P P C用紙A 4判（D地区） 1,660箱
- (5) P P C用紙A 4判（E地区） 1,610箱
- (6) P P C用紙A 4判（F地区） 1,600箱
- (7) P P C用紙A 4判（G地区） 1,300箱
- (8) P P C用紙B 4判（A地区） 1,430箱
- (9) P P C用紙B 4判（B地区） 1,440箱
- (10) P P C用紙B 4判（C地区） 1,400箱
- (11) P P C用紙B 4判（D地区） 1,430箱
- (12) P P C用紙A 3判（全地区） 1,000箱
- (13) P P C用紙B 5判（全地区） 1,030箱
- (14) 更紙A 4判（A地区） 600箱
- (15) 更紙A 4判（B地区） 620箱

- (16) 更紙B 4判（A地区） 650箱
- (17) 更紙B 4判（B地区） 560箱
- (18) 更紙B 4判（C地区） 650箱
- (19) 更紙B 4判（D地区） 560箱

2 落札を決定した日

平成23年4月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)、(8)、(9)、(12)及び(13)

ア 氏 名 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
イ 住 所 大丸藤井株式会社

- (2) 1の(2)

ア 氏 名 札幌市南区澄川6条5丁目6番16号
イ 住 所 有限会社オフィスノルテ

- (3) 1の(4)、(10)及び(19)

ア 氏 名 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号
イ 住 所 株式会社エム・マツバラ

- (4) 1の(5)、(11)、(14)、(15)及び(18)

ア 氏 名 札幌市西区発寒14条12丁目2番12号
イ 住 所 株式会社藤枝隆栄堂

- (5) 1の(6)

ア 氏 名 江別市高砂町10番地
イ 住 所 有限会社サトウ

- (6) 1の(7)

ア 氏 名 恵庭市柏陽町3丁目29番6号
イ 住 所 株式会社ホクト商会

- (7) 1の(16)及び(17)

ア 氏 名 札幌市中央区南18条西15丁目2番14号
イ 住 所 デュプロ万博株式会社

4 落札金額

- (1) 1,170円
- (2) 1,170円
- (3) 1,170円
- (4) 1,170円
- (5) 1,160円
- (6) 1,160円
- (7) 1,170円

- (8) 1,770円
- (9) 1,770円
- (10) 1,780円
- (11) 1,780円
- (12) 1,490円
- (13) 940円
- (14) 2,760円
- (15) 2,760円
- (16) 4,020円
- (17) 4,020円
- (18) 4,050円
- (19) 4,050円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年3月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第62号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 事 件 名
平成23年（収）第3号札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
札幌市中央区北4条西14丁目	1番19	宅地	149.48	149.48	17.28	谷黒太陽薬品株式会社	札幌市中央区北4条西27丁目3番1号	株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目11番	平成10年11月24日 第24331号	根抵当権
	1番20	宅地	253.19	253.19	35.58						

- 5 裁決手続開始決定の日
平成23年5月13日

北海道収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決

定したので、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 事 件 名

平成23年（収）第4号札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）収用事件
 2 起業者の名称

札幌市
 3 事業の種類
 札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）
 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
札幌市中央区北5条西14丁目	1番25	宅地	282.34	282.34	31.06	持分4分の1 佐藤 博美	札幌市中央区北2条西27丁目3番22-501号	札幌市	札幌市中央区北1条西2丁目	不明	使用借権 (公共下水道施設)
						持分4分の1 佐藤 哲司	埼玉県熊谷市万吉2502番地55				
						持分4分の1 佐藤 栄一	札幌市中央区円山西町8丁目1番35号				
						持分4分の1 佐藤 庄司	札幌市中央区円山西町9丁目5番17号				

5 裁決手続開始決定の日
 平成23年5月13日

北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

北海道収用委員会会長 山口 均

1 事件名
 平成23年（収）第5号上川都市計画道路事業（3・4・8号東2丁目通）収用事件
 2 起業者の名称
 北海道
 3 事業の種類
 上川都市計画道路事業（3・4・8号東2丁目通）
 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類

上川郡上川町南町	230番1	雑種地	22	22.12	22.12	持分2分の1 (亡)藤田猪三夫 上記相続人 藤田 寛治 持分2分の1 福村 興	千葉県船橋市湊町1丁目18番5号 不明 (ただし、登記記録上の住所は、旭川市六線南三号)	なし			
----------	-------	-----	----	-------	-------	--	--	----	--	--	--

5 裁決手続開始決定の日
平成23年5月13日

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第75号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成23年5月24日

北海道警察釧路方面本部長 倉 持 謙 二

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 6型カードベース ID-6CY 300枚×3入 61箱
- (2) 6型カードベース ID-6CI 300枚×3入 79箱
- (3) 6型カードベース ID-6CS 300枚×3入 9箱
- (4) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種 66箱
- (5) 6型プリンタヘッド 4個
- (6) 吸気フィルター 大 24個
- (7) 吸気フィルター 小 24個
- (8) 搬送ローラー 88個
- (9) ヒートローラー 上 16個
- (10) ヒートローラー 下 16個
- (11) DUプッシュ付ブラケットハウジング 2個組 16組
- (12) ロールロアピンチローラー 16個
- (13) EXITローラー 2本組 16組
- (14) ハロゲンランプ 8個
- (15) 温度センサー 16個
- (16) 複写用真空パッド 3個組 4組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成23年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社DNPアイディーシステム
- (2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 1箱当たりの単価 470,700円
- (2) 1箱当たりの単価 470,700円
- (3) 1箱当たりの単価 470,700円
- (4) 1箱当たりの単価 140,000円
- (5) 1個当たりの単価 130,000円
- (6) 1個当たりの単価 9,000円
- (7) 1個当たりの単価 5,500円
- (8) 1個当たりの単価 1,400円
- (9) 1個当たりの単価 23,000円
- (10) 1個当たりの単価 18,000円
- (11) 1組当たりの単価 14,400円
- (12) 1個当たりの単価 21,500円
- (13) 1組当たりの単価 22,800円
- (14) 1個当たりの単価 10,500円
- (15) 1個当たりの単価 5,000円
- (16) 1組当たりの単価 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5
